

平成16年(行ウ)第497号 公金支出差止(住民訴訟)請求事件

原告 深澤 洋子 外43名

被告 東京都知事 外4名

証拠申出補充書

2008(平成20)年6月17日

東京地方裁判所 民事第3部 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 高 橋 利 明

弁護士 大 川 隆 司

弁護士 羽 倉 佐 知 子

弁護士 土 橋 実

弁護士 只 野 靖

弁護士 谷 合 周 三

ほか28名

訴訟復代理人

弁護士 西 島 和

原告らの2008年3月6日付証拠申出書の第10記載の証人（治水に関する東京都職員）の証拠申出について、下記第1のとおり尋問事項を補充し、下記第2のとおり、被告らに対し、関係資料の証拠提出を求める。

## 第1 尋問事項

- 1 時期を問わず、東京都が、国土交通大臣から、八ッ場ダム建設費用の負担を求められた際、河川法63条1項の「著しく利益を受ける場合」に該当することについて説明を受けたことがあるか。あるとすれば、その具体的内容。
- 2 前項の説明を受けたことがある場合、その中には、昭和22年のカスリン台風と同様の降雨パターンの場合には、八ッ場ダムの治水効果はない旨の説明が含まれていたか。含まれていたとすれば、その具体的内容。
- 3 第1項及び第2項の説明を受けたことがある場合、その中には、代替案（たとえば河道の拡幅、堤防の強化等）の検討も含まれていたか。含まれていたとすれば、その具体的内容。
- 4 時期を問わず、東京都が、八ッ場ダム建設によって、東京都が「著しい利益を受ける」かどうか検討したことがあるか。あるとすれば、その検討内容と検討結果。
- 5 前項の検討をしたことがある場合、その中には、昭和22年のカスリン台風と同様の降雨パターンの降雨があった場合には八ッ場ダムの治水効果はないことについての検討は含まれていたか。含まれていたとすれば、その検討内容と検討結果。
- 6 第4項及び第5項の検討をしたことがある場合、その中には、代替案（たとえば河道の拡幅、堤防の強化等）の検討も含まれていたか。含まれていたとすれば、その検討内容と検討結果。
- 7 甲13号証（関東地方整備局長宛での、東京都都市計画局長、建設局長及び水道局長の連名による平成15年11月5日付け要望書）において、東京都は、「従来からのダム参画方針の是非まで含めて、慎重に検討を重ねてい」とされているところ、建設局において行った当該「慎重」な「検討」の具体的内容。

- 8 甲9号証において、東京都建設局長は、ハツ場ダム建設に関する基本計画の平成15年改定により、建設費用概算額が約2110億円から約4600億円と、2倍を超える増額がなされる計画変更(乙4)に関する、都市計画局長からの意見照会(甲8)に対して、「計画の変更について異議ありません。」と回答しているところ、同回答を行うにあたって、建設局において行った具体的な検討内容。
- 9 東京都は、国土交通大臣からの、河川法63条1項に基づくハツ場ダム建設費用の負担に関する平成15年12月8日付け照会(甲B37の1)に対し、平成16年3月2日付けで異議がない旨の回答をしているところ(甲B37の2)、同回答を行うにあたって、建設局において行った検討の具体的内容(東京都の負担割合、負担額が合理的であるか否かについての検討内容を含む。 )。
- 10 河川法63条1項の関係都府県が「著しく利益を受ける場合」の意味内容について、建設局では、どのように解釈しているか。
  - 11 その他本件に関する事項。

## 第2 関係資料の証拠提出について

被告らは、ハツ場ダム建設によって、東京都が治水上いかなる利益を受けることとなるのかについての、東京都内部における検討内容を具体的に明らかにする関係資料を一切証拠提出していない。

上記資料は、国土交通大臣の納付通知に応じて、東京都がハツ場ダムの治水負担金を支出し続けることが違法であるか否かという本件訴訟における重要な争点の判断にあたって、同通知には、著しく合理性を欠き、東京都の予算執行の適正確保の見地から看過しえない瑕疵があるか否かを検討するために、必要不可欠な証拠資料である。

そこで、被告らに対し、以下の関係資料を早急に証拠提出することを求める。

- 1 時期を問わず、ハツ場ダム建設により東京都が治水上の利益を受けるか否か、受ける場合にどの程度の利益を受けることとなるか、について、国土交通大臣から、東京都に対して、説明されたことがある場合には、当該説明に関する関係資

料一切。

- 2 時期を問わず、八ッ場ダム建設により東京都が治水上の利益を受けるか否か、  
受ける場合にどの程度の利益を受けることとなるか、について、東京都において  
検討判断したことがある場合には、当該検討判断に関する関係資料一切。
- 3 甲13号証を検討作成するに至った際の関係資料一切。
- 4 甲8～11号証を検討作成するに至った際の関係資料一切。
- 5 甲B37号証の2を検討作成するに至った際の関係資料一切。

以上